

OHSMS（労働安全衛生マネジメントシステム）研修

テキスト

- 1. 労働安全衛生マネジメントシステムの概要 ..P3～12
 - 1-1. 労働安全衛生マネジメントシステムの導入と運用
 - 1-2. OHSASの概要と規格要求事項

- 2. 労働安全衛生ハザードとリスク評価 ..P13～14
 - 2-1. 危険源の特定
 - 2-2. リスク評価

- 3. 労働安全衛生方針、目標及び実施計画 ..P15

- 4. 文書化の必要条件 ..P16

- 5. 運用と点検・改善 ..P17

(株) 環境セキュリティ・システム研究所

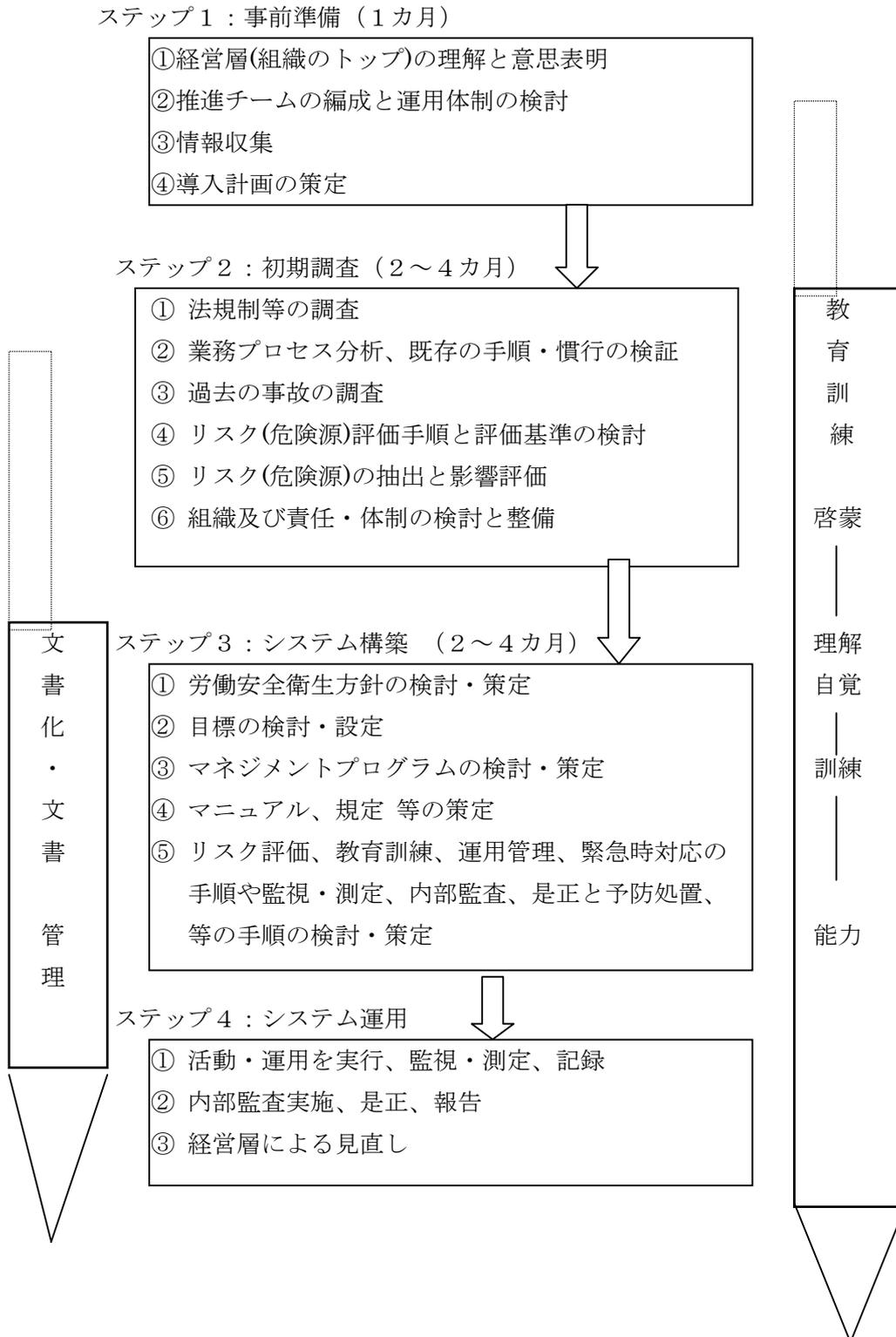
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-11-22 JOY 博多 205

TEL 092-483-1595 / FAX 092-483-1927

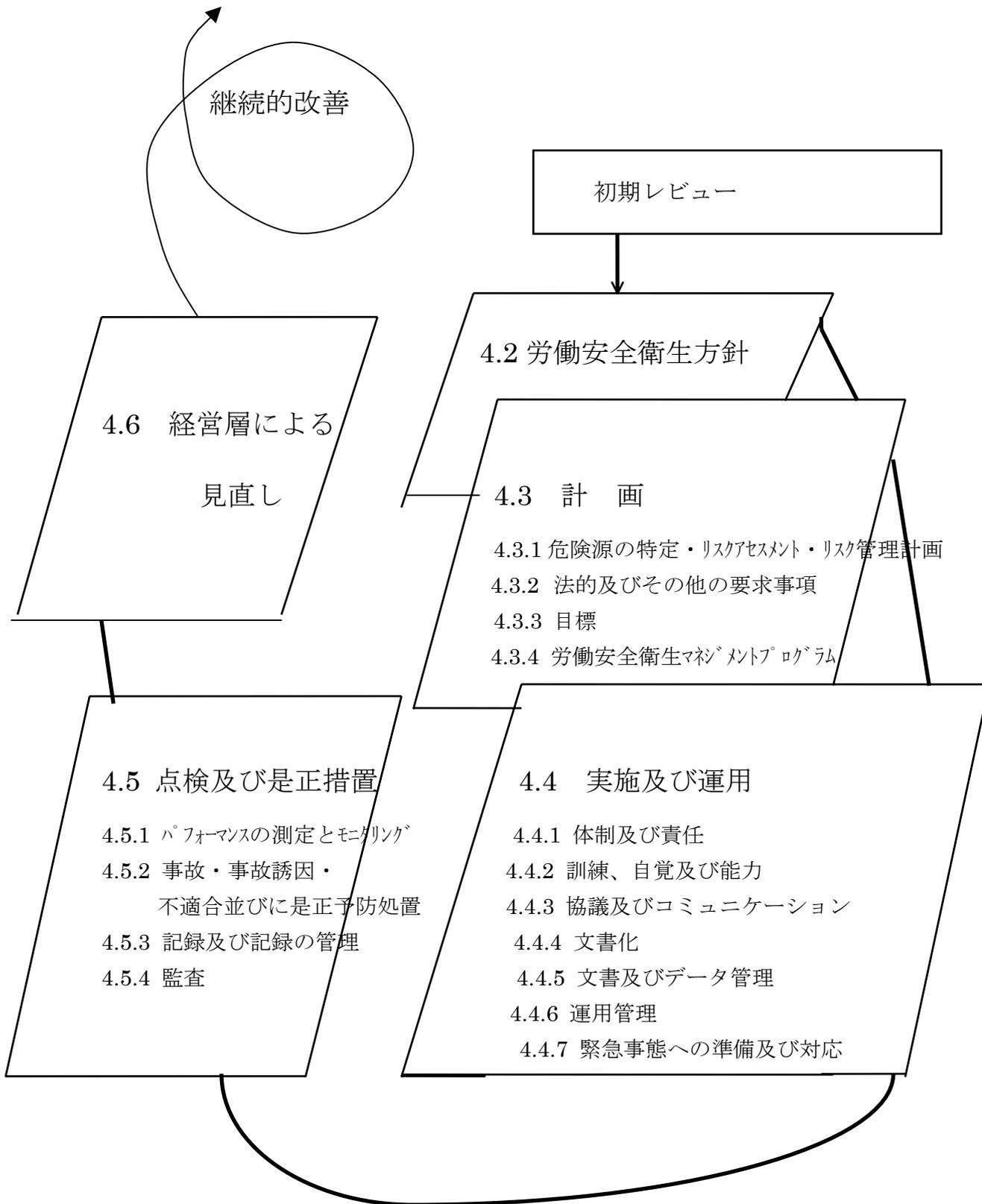
断りなく複写・転載することを禁じます

1. 労働安全衛生マネジメントシステムの概要

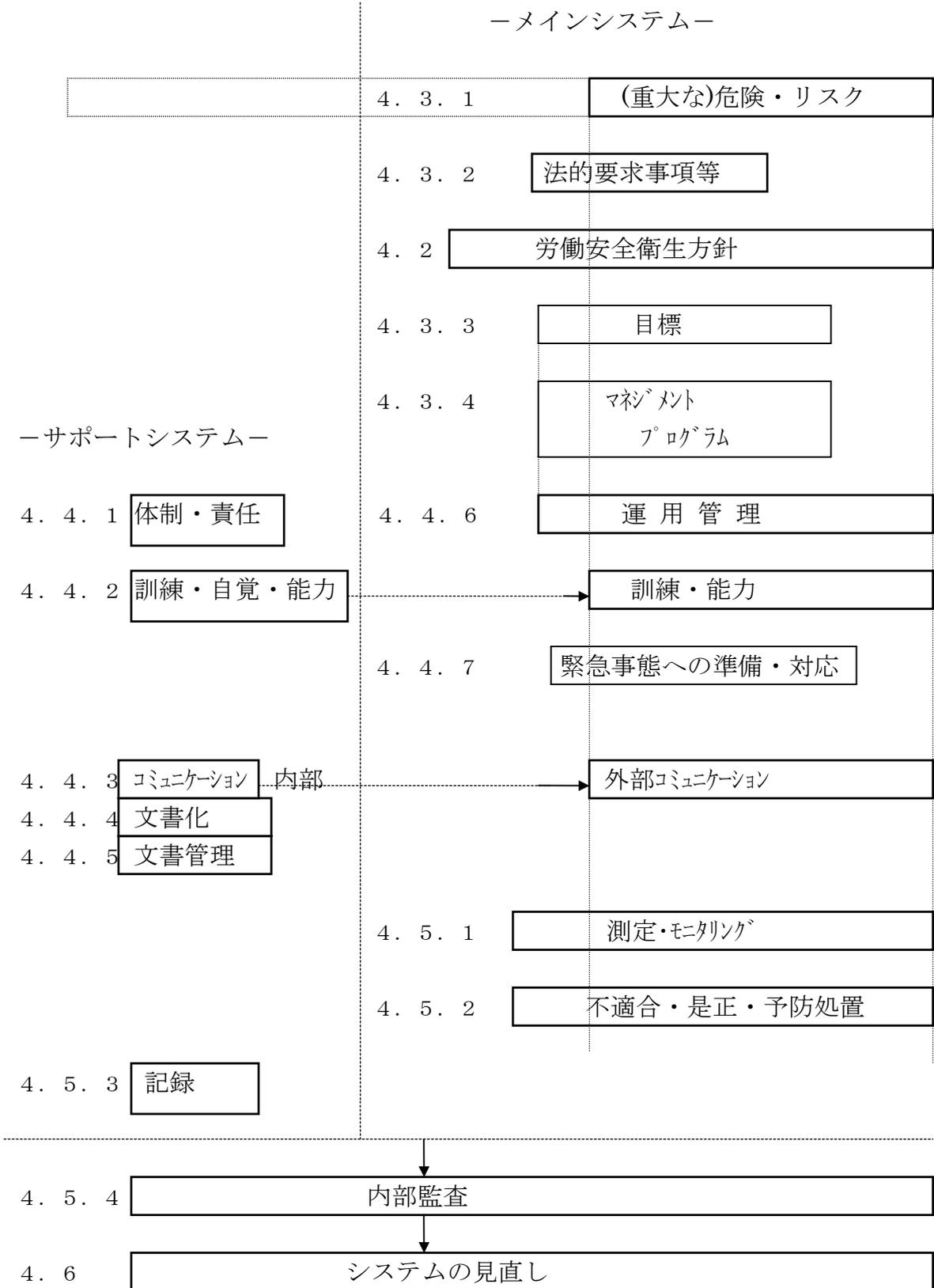
1-1. 労働安全衛生マネジメントシステムの導入と運用



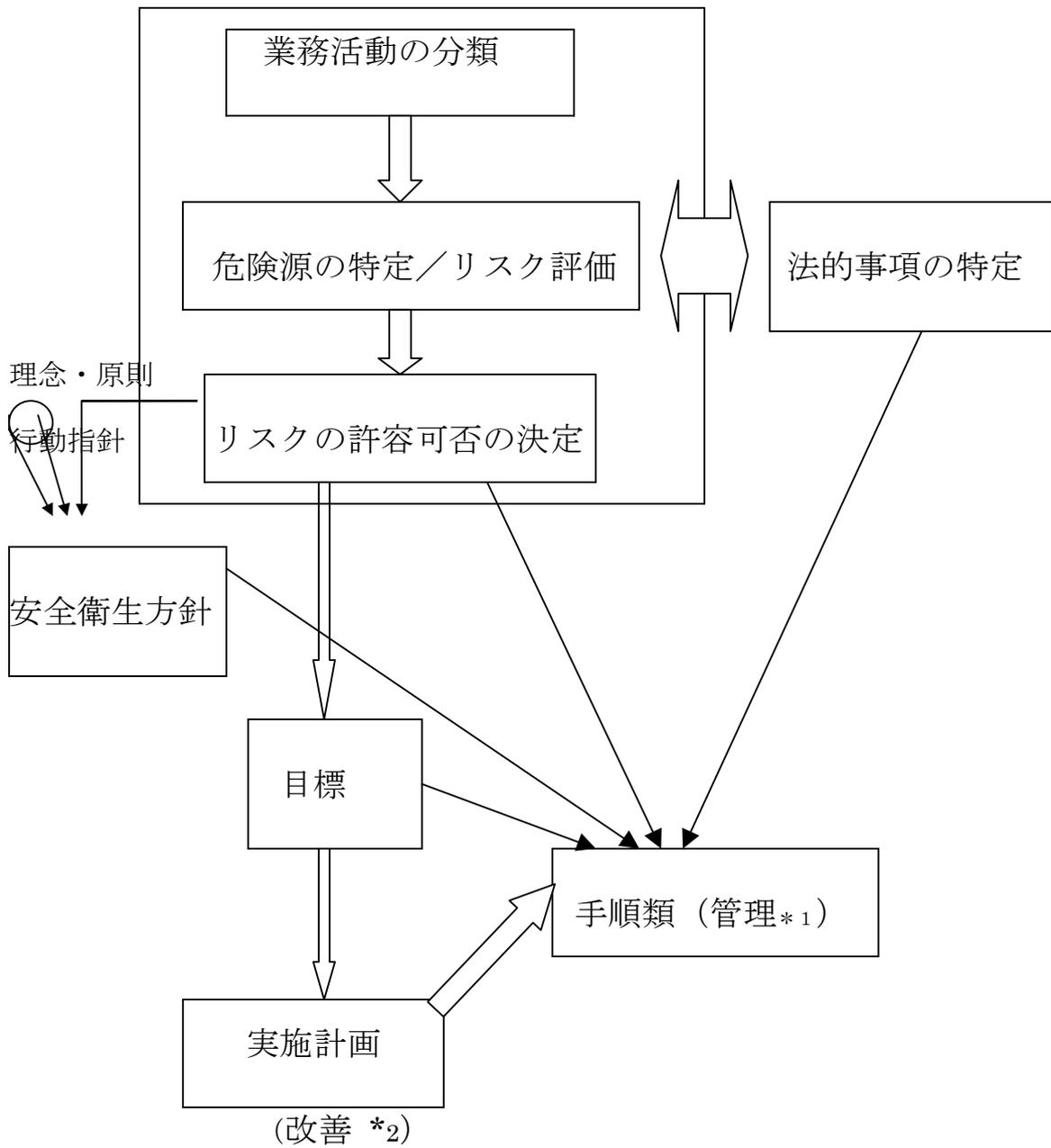
OHSAS 18001 労働安全衛生マネジメントシステム



OHSAS 18001の再構成モデル



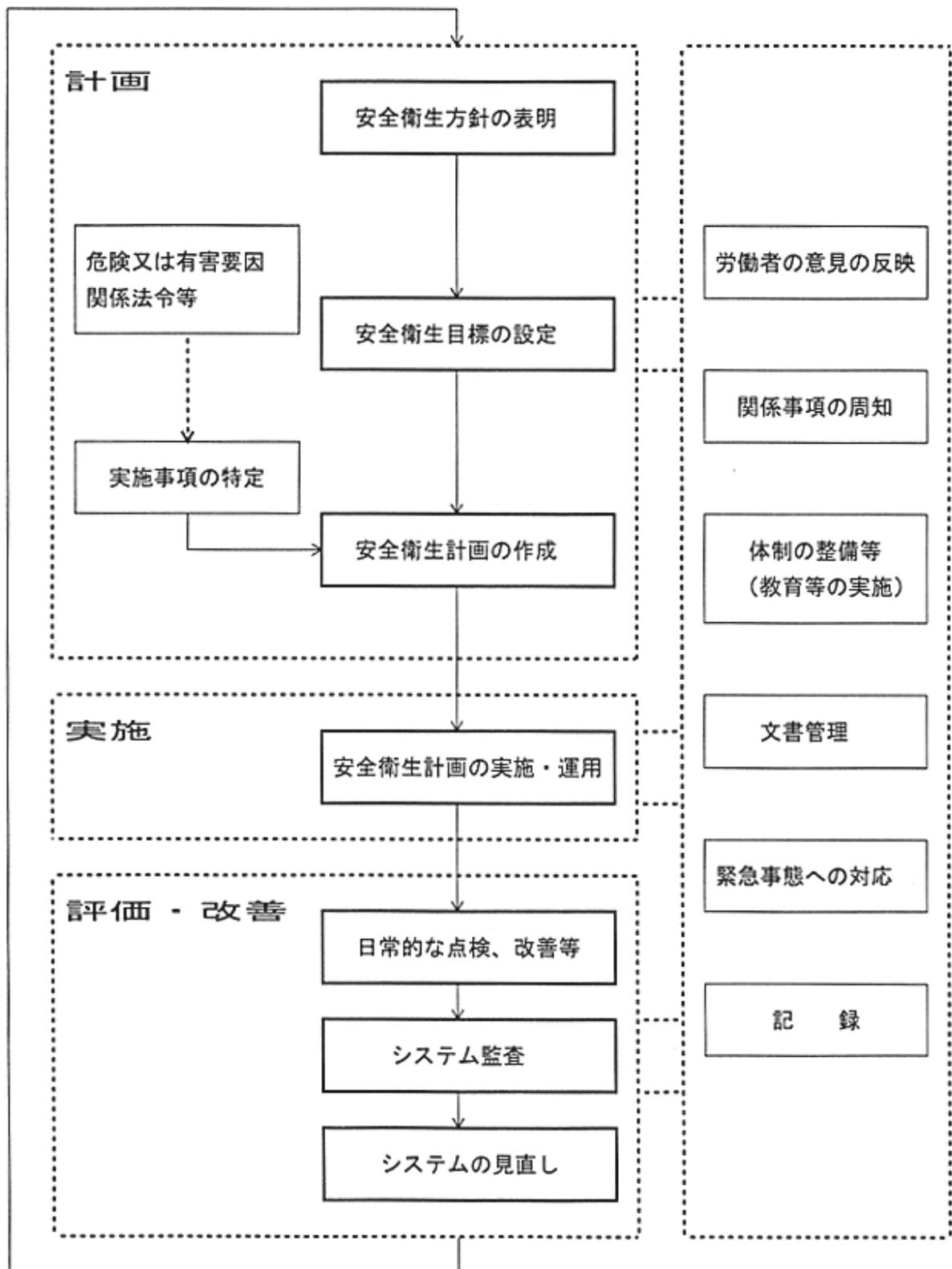
OHSMS（労働安全衛生マネジメントシステム）構築の大まかな流れ



*1) 手順類は、パフォーマンスの管理・コントロールで、逸脱しないために必要なものだけ作る。

*2) プログラムは、パフォーマンスの改善策。

1 - 2 . 厚生労働省・労働安全衛生マネジメントシステム



労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

(平成11年4月30日、労働省告示第53号)

(目的)

第一条 この指針は、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の潜在的危険性を低減するとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資することを目的とする。

(適用等)

第二条 この指針は、危険又は有害要因等を考慮しながら、労働安全衛生マネジメントシステムを確立しようとする事業者に適用する。

第三条 この指針は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき機械、設備、化学物質等による危険又は健康障害を防止するため事業者が講ずべき具体的な措置を定めるものではない。

(定義)

第四条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 **労働安全衛生マネジメントシステム** 事業場において、安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成、実施及び運用並びに安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善並びに一定の期間ごとに行う当該安全衛生方針の表明から安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善までの一連の過程の見直し等を連続的かつ継続的に実施する安全衛生管理に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理に関する仕組みと一体となって実施され、及び運用されるものをいう。
- 二 **安全衛生方針** 事業場における安全衛生水準の向上を図るために事業者が表明する安全衛生に関する基本的考え方をいう。
- 三 **安全衛生目標** 安全衛生方針に基づいて事業者が設定する一定期間内に達成すべき到達点をいう。

- 四 **安全衛生計画** 事業者が、事業場における危険又は有害要因等を踏まえ、一定の期間を限り、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定める計画をいう。
- 五 **緊急事態** 労働災害発生の急迫した危険がある状態をいう。
- 六 **システム監査** 労働安全衛生マネジメントシステムが適切に実施され、及び運用されているかどうかについて、安全衛生計画の期間を考慮して事業者が行う調査及び評価をいう。

(安全衛生方針の表明)

第五条 事業者は、安全衛生方針を表明し、労働者に周知させるものとする。

2 安全衛生方針には、次の事項を含むものとする。

- 一 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。
- 二 労働安全衛生関係法令、事業場において定めた安全衛生に関する規程（以下「事業場安全衛生規程」という。）等を遵守すること。
- 三 労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施し、及び運用すること。

(危険又は有害要因の特定及び実施事項の特定)

第六条 事業者は、事業場における機械、設備、化学物質等の危険又は有害要因を特定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、危険又は有害要因を特定するものとする。

- 2 事業者は、労働安全衛生関係法令、事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項及び前項で特定された危険又は有害要因を除去又は低減するために実施すべき事項（以下「実施事項」という。）を特定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、実施事項を特定するものとする。

(安全衛生目標の設定)

第七条 事業者は、安全衛生方針に基づき安全衛生目標を設定するものとする。

(安全衛生計画の作成)

第八条 事業者は、安全衛生目標を達成するため、第六条第二項で特定された実施事項、危険予知活動等の日常的な安全衛生活動に係る事項等を内容とする安全衛生計画を作成するものとする。

(労働者の意見の反映)

第九条 事業者は、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の作成に当たり、安全衛生委員会の活用等労働者の意見を反映する手順を定めるとともに、この手順に基づき、労働者の意見を反映するものとする。

(安全衛生計画の実施及び運用等)

第十条 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用するものとする。

2 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用するために必要な事項について労働者、関係請負人その他の関係者に周知させる手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用するために必要な事項をこれらの者に周知させるものとする。

3 前条の規定は、安全衛生計画の実施及び運用について準用する。

4 事業者は、機械、設備、化学物質等の譲渡又は提供を受ける場合には、第六条第一項の危険又は有害要因の特定等に資するよう、これらの取扱いに関する事項を記した書面を入手するよう努めるとともに、当該事項のうち必要な事項を労働者に周知させる手順を定め、この手順に基づき、労働者に周知させるものとする。

(体制の整備)

第十一条 事業者は、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施し、及び運用する体制を整備するため、次の事項を行うものとする。

- 一 システム各級管理者（事業場においてその事業の実施を統括管理する者及び生産・製造部門、安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者であって、労働安全衛生マネジメントシステムを担当するものをいう。以下同じ。）の役割、責任及び権限を定めるとともに、労働者、関係請負人その他の関係者に周知させること。
- 二 システム各級管理者を指名すること。
- 三 労働安全衛生マネジメントシステムに係る人材及び予算を確保するよう努めること。
- 四 労働者に対して労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育を行うこと。
- 五 労働安全衛生マネジメントシステムの実施及び運用に当たり、安全衛生委員会等を活用すること。

（文書）

第十二条 事業者は、次の事項を文書により定めるものとする。

- | | |
|---|---|
| 一 | 安全衛生方針 |
| 二 | 安全衛生目標 |
| 三 | 安全衛生計画 |
| 四 | システム各級管理者の役割、責任及び権限 |
| 五 | 第六条、第九条（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第二項及び第四項、次項、第十四条第一項及び第二項並びに第十五条第一項の規定に基づき定められた手順 |

- 2 事業者は、前項の文書を管理する手順を定めるとともに、この手順に基づき、当該文書を管理するものとする。

（緊急事態への対応）

第十三条 事業者は、あらかじめ緊急事態が生ずる可能性を評価し、緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めるとともに、これに基づき適切に対応するものとする。

(日常的な点検、改善等)

- 第十四条 事業者は、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するものとする。
- 2 事業者は、労働災害、事故等が発生した場合におけるこれらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順を定めるとともに、労働災害、事故等が発生した場合には、この手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施するものとする。
- 3 事業者は、次回の安全衛生計画を作成するに当たって、前二項の規定により実施した事項の結果を反映するものとする。

(システム監査)

- 第十五条 事業者は、定期的なシステム監査の計画を作成し、システム監査を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システム監査を実施するものとする。
- 2 事業者は、前項のシステム監査の結果、必要があると認めるときは、労働安全衛生マネジメントシステムの実施及び運用について改善を行うものとする。

(記録)

- 第十六条 事業者は、安全衛生計画の実施及び運用の状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムの実施及び運用に関し必要な事項を記録するとともに、当該記録を保管するものとする。

(労働安全衛生マネジメントシステムの見直し)

- 第十七条 事業者は、第十五条第一項のシステム監査の結果を踏まえ、定期的に、労働安全衛生マネジメントシステムの妥当性及び有効性を確保するため、安全衛生方針の見直し、この指針に基づき定められた手順の見直し等労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しを行うものとする。

2. 労働安全衛生ハザードとリスク評価

2-1. 危険源（ハザード）の特定

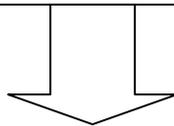
* 危険源を特定する3つの質問

- ① 危害の源は存在するか？
- ② 誰（何）が危害を受ける可能性があるか？
- ③ 危害はどのように発生するか？

これら3つの質問で危害の発生する可能性が無視できる程度のときは、これ以上検討する必要はない。

* 危険源の大まかな分類

- ① 機械的
- ② 電氣的
- ③ 放射線
- ④ 物質（化学物質、生物）
- ⑤ 火災や爆発
- ⑥ その他



* 危険源リスト

考慮すべき危険源として次のようなものが考えられる。

墜落・転落	転倒（滑り・転び）	激突	飛来・落下
崩壊・倒壊	挟まれ・巻き込まれ	切れ・擦れ	踏み抜き
溺れ	高温・低温との接触	有害物との接触・曝露・吸引	
感電	爆発・破裂	火災	交通事故
粉じん障害	有機溶剤中毒	酸素欠乏	放射線被爆
騒音	振動	照明	VDT（パソコン等：電磁波）
疲労・ストレス	暴力	セクハラ	感染症 など

その他にも、組織特有の危険源があるかもしれない。

2-2. リスク評価

まず、リスクを見積もり評価する必要がある。

危険の頻度（作業の頻度ではない）	日常	日	週	月	年	数十年
ケガの可能性	高い	ある	低い	ない		
重大性	重大災害（死亡・後遺症7級以上）		重傷（入院・休業・後遺症8級以下）			
	軽傷（不休業災害）		微傷（赤チン災害）			

重大さ	可能性	法逸脱
入院以上	月	あり
加療	4半期	低い・潜在的
かすり傷	年	無し
	1回/3～5年	
	数十年	

被災の可能性＝ゲガの発生頻度	確実に起こる	可能性が高い	可能性がある	ほとんどない
ハード面				
ソフト面				
ケガの大きさ	致命傷災害（死亡・永久労働不能）			
	重大災害（一部の作業は労働不能、重度の休業災害）			
	軽度災害（軽度の休業災害、不休業災害）			
	微傷災害（赤チン災害など）			

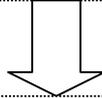
次に、リスクコントロール計画を策定し、許容可能か否か決定する。

リスクレベル	措置及びタイムスケール
些細	措置不要、文書・記録も不要
許容可能	追加対策不要、点検は必要
中程度	追加対策を予算・効果を見ながら実施する、点検・監視が必要
重大	追加対策を早急に実施する、定期的点検、定常的な監視・記録必要
耐えられない	業務の速やかな禁止・停止

3. 労働安全衛生方針、目標及び実施計画

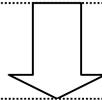
安全衛生方針

事業場における安全衛生水準の向上を図るために事業者が表明する安全衛生に関する基本的考え方をいう。



安全衛生目標

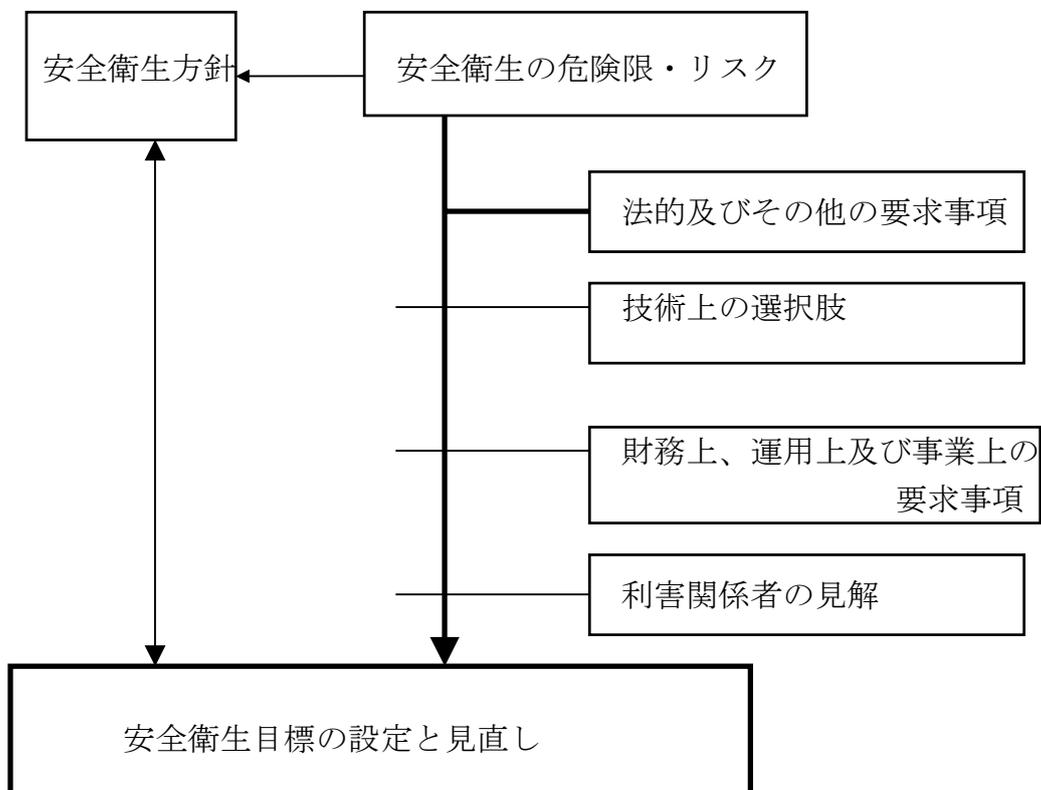
安全衛生方針に基づいて事業者が設定する一定期間内に達成すべき到達点をいう。



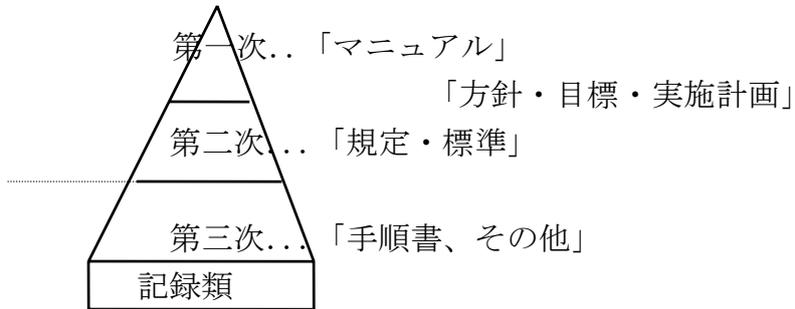
安全衛生計画

事業者が、事業場における危険又は有害要因等を踏まえ、一定の期間を限り、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定める計画をいう。

目標の設定と見直し



4. 文書化の必要条件



文書化の要求

- ①安全衛生方針
- ②安全衛生目標
- ③安全衛生計画
- ④システム各級管理者の役割、責任及び権限
- ⑤危険・有害要因及び法規制・実施事項を特定する手順
- ⑥労働者の意見を反映する手順
- ⑦安全衛生計画を実施・運用する手順
- ⑧労働者・請負者に周知させる手順
- ⑨文書を管理する手順
- ⑩点検・改善の実施手順
- ⑪是正処置の手順
- ⑫内部監査の手順

記録の要求

安全衛生計画の実施及び運用の状況、システム監査の結果等の実施及び運用に関し必要な事項を記録し、保管する

5. 運用および点検・改善

